

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和 年 月 日から適用する。

(米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置)

第二条 第七十四条第一項本文後段の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結安定調達比率を算出することができる。この場合において、当該米国式連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保険子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。